

様

狭山市監査委員 山下 真茂留

狭山市監査委員 加賀谷 勉

狭山市職員措置請求書について（通知）

令和 8 年 3 月 2 3 日付けで提出された地方自治法（以下「法」という。）第 2 4 2 条第 1 項の規定による措置の請求について、請求内容を監査した結果を下記のとおり通知します。

記

第 1 請求の内容

本件措置請求の内容は、次のとおりであった。

1 請求の要旨（枠内は原文のまま掲載）

住民監査請求書（狭山市職員措置請求書）

**第 1 請求の趣旨**

狭山市が令和 7 年 4 月 4 日に契約締結した「狭山茶プロモーション動画制作委託」について、予算裏付け前の専決処分、随意契約の適法性、契約手続の公正性・透明性、積算根拠の不透明性等、財務会計行為に違法または不当な点が認められる疑いがある。

よって、地方自治法第 242 条第 1 項に基づき、当該委託契約に係る財務会計行為の違法・不当性の有無について監査を求める。

**第 2 請求の理由（事実および法的根拠）**

**1 予算裏付け前に業者を決定した専決処分の問題**

令和 7 年 3 月 28 日付起案「大阪・関西万博自治体参加催事『LOCAL JAPAN 展』

で映写する狭山茶プロモーション動画の制作について」(資料1)には、起案時点で既に委託事業者として「株式会社テレビ愛知企画」が記載され、同日、部長専決により決裁されている。

一方、当該事業の予算措置は令和7年4月1日の起案(資料2)により決定されており、予算の裏付け前に業者を決定した専決処分は、地方自治法212条に抵触する疑いがある。

## 2 専決権限の逸脱

狭山市事務決裁規定では、200万円以下の契約は次長専決とされている。

しかし本件起案は部長専決で決裁されており、新規委託契約という「軽易な事項」とは言えない案件を部長専決で処理したことは、専決権限の逸脱であり、手続として不適切である。

## 3 随意契約(一者契約)の理由が成立していない

令和7年4月1日の起案(資料2)では、狭山市契約規則第22条第2項第4号「契約の特殊性により契約の相手方が特定される時」を根拠に一者随意契約としている。

その理由として「5市の動画を結合して1本の動画を作成するため、方向性を合わせる必要がある」と説明しているが、実際には以下のとおり、各市はそれぞれ異なる方法で動画を制作している。

- (1) 鈴鹿市：公募型プロポーザルで業者選定(1,320,000円)し、シティプロモーションの既存動画を編集し、制作。
- (2) 生駒市：既存の市紹介映像(約60万円)を利用、新規制作なし
- (3) 所沢市：20数万円で制作した広報課が制作した既存動画を編集利用。
- (4) 入間市：職員が手作りで制作

これらの事実から、「動画の方向性を合わせる必要があるため相手方が特定される」という説明は成立せず、随意契約の要件である「契約の特殊性」に該当しない。

さらに、随意契約に必須である競争性を確保できない合理的理由の説明が起案書に存在しない。

## 4 事実上の業者内定と手続の不透明性

3月28日付起案には既に委託事業者名が記載されており、その後の契約事務が一者随意契約として進められている。

これは、

- ・事実上の指名・内定
- ・公正性・透明性の欠如
- ・随意契約の適法性に対する重大な疑義

を生じさせるものであり、財務会計行為として看過できない。

### 第3 請求する措置

地方自治法第242条第1項に基づき、以下の措置を求める。

- 1 当該委託契約に関する財務会計行為の違法・不当性の有無について監査を行うこと。
- 2 違法または不当と認められる場合、関係職員に対し必要な措置（是正、再発防止、責任追及）を講ずること。
- 3 必要に応じて、支出の返還請求等の措置を講ずること。

令和8年3月23日

### 2 事実を証する書面（写し）

- (1) 「大阪・関西万博自治体参加催事『LOCAL JAPAN 展』で映写する狭山茶プロモーション動画の制作について」起案書（資料1）
- (2) 「狭山茶プロモーション動画制作業務委託について」起案書（資料2）

### 3 請求人

住所  
氏名

### 第2 請求の受理

本件措置請求については、法第242条の規定による所定の要件を具備しているものと認め、これを受理した。

### 第3 監査対象部局

企画財政部 企画課（令和8年4月1日より企画経営課へ名称変更）

### 第4 請求人の証拠の提出及び陳述

請求人に対して法第242条第7項の規定に基づき、令和8年4月28日に証拠の提出及び陳述の機会を与えた。

#### 1 証拠の提出

以下の証拠の追加提出があった。

- (1) 他市の動画制作状況（資料3）

#### 2 陳述書の提出

- (1) 陳述書の要旨（枠内は原文のまま掲載）

#### 陳述書

本日は、狭山市が実施した「狭山茶プロモーション動画制作委託」について、

財務会計行為に重大な疑義があると考え、監査請求を行った理由を説明いたします。

### 【1. 本件の概要】

本件は、万博首長連合の催事プログラムに参加するため、令和7年度の当初予算に計上されていなかったにもかかわらず、新年度早々予算を流用して「狭山茶プロモーション動画」を制作した。

しかし、その契約手続および予算措置において、行政の透明性・公平性・財務規律の観点から、看過できない問題が複数存在しており、行政事務執行が明らかに地方自治法他ほか関係法令違反に該当すると思料されることから本請求を行ったものである。

### 【2. 業務執行上の問題点】

#### ①実行委員会の報告書不存在

資料1の起案書には「令和7年3月27日に開催された実行委員会会議において、視覚的にもお茶をPRする動画を制作し、ブース内に設置する大型モニターで常時映写することと、その動画について各市が3分程度で制作したものを結合して1本のPR動画とすることが決定されました。」と記載されているが、情報公開請求では同日に開催されたとする実行委員会の会議録や報告書の起案書が存在せず、3月28日の起案書作成の根拠が判然としない。

公文書管理法第4条では、当該行政機関における経緯も含めた意思決定に至る過程並びに当該行政機関の事務及び事業の実績を合理的に跡付け、又は検証することができるよう、処理に係る事案が軽微なものである場合を除き、次に掲げる事項その他の事項について、文書を作成しなければならない。と定めている。

第1項3号では、複数の行政機関による申合せ又は他の行政機関若しくは地方公共団体に対して示す基準の設定及びその経緯、行政機関の意思決定及び事務事業の実績に関する文書主義の原則については、行政機関の諸活動における正確性の確保、責任の明確化などの観点から重要であるとしており、報告書及び会議録が存在しないということは不適切な事務執行であった。

#### ②予算裏付け前の業者決定

最も重大な問題は、予算が確保される前に業者が決定されていたという点で、令和6年3月28日付の起案書には、すでに委託業者名が記載され、部長専決により決定されていた。しかし、予算措置が行われたのは、4月1日の起案書であり、この時点で初めて流用により財源が確保されている。つまり、予算の根拠なく事業の決定及び業者の決定を行っていたことになる。

地方自治法212条は「予算の範囲内で支出負担行為を行うこと」を明確に定めており、本件は、予算の計上がなく、予算の流用によって財源を確保したが、これ以前に事業決定及び受注者が決定しており、この原則に反する疑いが極めて強

いと考える。

### ③一者随意契約の根拠不足

本件は一者随意契約で行われているが、その合理的理由が示されていない。

随意契約は例外的な手続であり、地方自治法施行令 167 条の 2 に基づき、競争性が確保できない特段の事情が必要である。監査請求書で述べたとおり、他市の状況を見ると、鈴鹿市は令和 7 年度当初予算にプロモーション動画の作成について公募型プロポーザルを実施しており、競争性の確保は十分できていたと考えられる。鈴鹿市の場合、万博用動画は完成した動画を再編集して制作した。（他自治体も含め資料 3 のとおり。）

起案書には一者随意契約の理由として、「5 市の動画を結合して 1 本の PR 動画を作成することから、動画も方向性を同じくし、実行委員会として出展コンセプトに合わせた動画を制作する必要がある、それが合わなかった場合、PR 動画としての効果や他 4 市にも影響が出る可能性がある。」としているが、鈴鹿市を含め、生駒市、所沢市は制作済みの市紹介プロモーション動画を再編集して制作し、入間市は職員が制作したものを使用したことから考えれば、狭山市が事前に決定した事業者と一者随意契約とした理由は成り立たない。

### ④委託金額の事前把握と事実上の内定の疑い

3 月 28 日の起案書には、業者名だけでなく、後に契約した金額とほぼ一致する内容が記載されている。これは、起案者が予算措置前に金額を把握し、事実上の内定が行われていた可能性を示しており、契約事務の公正性・透明性を損なう重大な問題と指摘する。

### ⑤予算流用の妥当性

4 月 1 日の起案書では、報償費、需要費、使用料及び賃借料から合計 1,574,000 円を流用するとしているが、この予算は 7 年度当初予算であり、流用できる予算が存在したということは、予算編成の段階で甘い予算査定を行っていたといわざるを得ない。狭山市の場合、企画財政部が予算査定を行っており、身内だけに甘い査定を行っている表れでもある。

動画制作委託費は、新たに発生した事業であり、補正予算で計上するべきで、今回の事例は目的外流用の可能性がある。従って、財務規律の観点から適切な予算科目で執行されるべきであり、本件の流用は妥当性を欠いていると考える。

### ⑥積算根拠の不透明性

委託費は 1,573,000 円だが、その積算根拠が明確ではない。他市と比較すると、鈴鹿市：1,320,000 円（公募型プロポーザル・複数動画）生駒市：約 600,000 円 所沢市：20 数万円、入間市：職員制作（0 円）であり、制作費用を比較すると狭山市の金額は突出しており、合理的な積算であったとは言い難い。

## 【3. 総合的な評価】

以上の点から、請求人は本件について以下の問題を指摘する。

- ・ 予算裏付け前の業者決定・随意契約の根拠不足・制作金額事前把握の疑い・予算流用の妥当性欠如・積算根拠の不透明性

これらは、行政裁量の逸脱・濫用と評価される可能性が高く、市民の信頼を損なう重大な問題である。

**【結論】**

以上、本陳述では具体的な指摘を行いました。監査委員におかれましては、請求人指摘事項を勘案しつつ本件の財務会計行為について、厳正な調査と適切な措置をお願い申し上げます。

以上

## 第5 監査対象事項

職員措置請求書の記載事項及び請求人の陳述等により、監査対象事項については次のとおりと認められた。

### 1 請求の要旨

「狭山茶プロモーション動画制作委託」について、予算裏付け前の専決処分、随意契約の適法性、契約手続の公正性・透明性、積算根拠の不透明性等、財務会計行為に違法または不当な点が認められるため、適切な措置を求める。

### 2 監査の実施について

次の点について監査を実施するものとする。

狭山市が契約締結した「狭山茶プロモーション動画制作委託」について、違法又は不当な契約の締結に相当するか。

## 第6 関係職員の証拠の提出及び陳述

### 1 証拠の提出

職員措置請求書に対する理由説明書（陳述書）及び資料

### 2 陳述

関係職員の陳述及び陳述書の内容は、次のとおりであった。

#### (1) 「予算裏付け前に業者を決定した専決処分の問題」について

令和7年3月28日付起案「大阪・関西万博自治体参加催事「LOCAL JAPAN 展」で映写する狭山茶プロモーション動画の制作について」（請求人添付資料1）については、「事務を進めてよろしいか」を伺う基本決裁であり、この決裁中「5. 委託事業者」に「株式会社テレビ愛知企画」と記載したのは、“日本茶”をコンテンツとして参加する本市と所沢市、入間市、三重県鈴鹿市、奈良県生駒市の5

市で設置した「大阪・関西万博自治体参加催事「LOCAL JAPAN展（Tea Journey～日本茶の文化と風味を楽しむ～）実行委員会」の意図やコンセプトを最も熟知している事業者として想定していることを明示したに過ぎず、本起案はあくまでも業務の方向性について決裁者の了解を得るためのものであり、本業務委託の実施は、令和7年4月1日付起案「狭山茶プロモーション動画制作業務委託について」（請求人添付資料2）により決定しており、予算措置についても同日付で「大阪・関西万博参加事業費」の中で予算を流用することを決定しているものである。

従って請求人が指摘する、請求人添付資料1において株式会社テレビ愛知企業が令和7年3月28日の時点で既に委託業者として決定しているという事実も、「予算の裏付け前に委託業者を決定した」事実もない。また、地方自治法第212条（継続費）は、事業が複数年度にわたる場合の規定であり、本業務のような単年度予算の流用に係る手続きに適用されるものではなく、これら一連の手続きに何ら違法性はない。

## （2）「専決処分の逸脱」について

### ア 1行目に対して

請求人は「狭山市事務決裁規定では200万円以下の契約は次長専決とされている。」としているが、当該規程（別紙2）によれば正しくは「別表1」「3財務事項」「2支出」「(12)委託料」「ア 業務委託伺、指名伺、入札条件の設定、契約伺及び履行期限延長の承認（以下略）」の欄に記載されている建築設計以外の業務委託のうち「1件100万円を超え500万円以下のもの」が次長専決である。

### イ 2行目から4行目までに対して

本業務に関しては、基本決裁を令和7年3月28日付起案「大阪・関西万博自治体参加催事「LOCAL JAPAN展」で映写する狭山茶プロモーション動画の制作について」（請求人添付資料1）のとおり、また、見積もり徴取の伺いを予算流用の伺いと併せて、令和7年4月1日付起案「狭山茶プロモーション動画制作業務委託について」（請求人添付資料2）のとおり、それぞれ部長により決裁しているものであるが、このようにした理由としては、本件は大阪・関西万博という国家的イベントへ他の自治体とともに共同で参加するという重要な案件であること、また、予算の流用を伴うことから、当該規程の第5条第1項「専決権者は、専決の対象とされた事案が、次の各号のいずれかに該当するときは、上司の決裁を受けなければならない。」の第1号「事案の内容が特に重要であると認められるとき。」に該当する事務処理であり、請求人の主張する専決権限の逸脱には当たらない。なお、契約伺に相当する起案については、令和7年4月4日付起案「狭山茶プロモーション動画制作業務委託について（契約締結）」（別紙1）のとおり次長専決で決裁されているものである。

(3) 「随意契約（一者契約）の理由が成立していない」について

本業務委託を随意契約としたのは、令和7年4月1日付起案「狭山茶プロモーション動画制作業務委託について」（請求人添付資料2）のとおり、地方自治法第234条第2項及び地方自治法施行令第167条の2第1項第2号を根拠としており、さらに契約候補者を一者としたのは狭山市契約規則第22条第2項第4号に規定する「契約の特殊性により契約の相手方が特定されるとき」を根拠としているものである。「契約の特殊性により契約の相手方が特定されるとき」とした理由は、動画の制作において「5市の動画を結合して1本のPR動画を作成することから、動画の方向性を同じくし、実行委員会としての出展コンセプトに合わせた動画を制作する必要がある、それが合わなかった場合、PR動画としての効果や他4市にも影響が出る可能性がある。これまで企画グループ「Tea Journey～日本茶の文化と風味を楽しむ～」の全体コンセプトの作成とブースのデザイン、施工、運営を行うにあたり、会議に参加し、実行委員会の意図やイメージを熟知している上記事業者に委託することで、出展コンセプトに合致した動画を制作できる。」としており、本業務は、単独の動画制作にとどまるものではなく、5市が共同で実施する万博出展において、各市の動画を結合し、実行委員会としての出展コンセプト及び演出方針に合致した1本のPR動画として成立させることが求められるものであった。そのため、成果物には、個別動画の品質だけでなく、全体構成、表現の統一性、他市動画との接続、展示演出との整合及び限られた期間内での履行確保が求められていた。

株式会社テレビ愛知企画は、企画グループ「Tea Journey～日本茶の文化と風味を楽しむ～」の全体コンセプトの作成、ブースデザイン、施工及び運営に関与し、実行委員会の会議にも参加していたことから、本件出展の意図、構成及び演出方針を一体的に把握していた。こうした事情の下では、当該事業者に履行させることが、本件契約の目的を最も適切かつ確実に実現できる方法であると判断したものである。

したがって、本件において契約の相手方を株式会社テレビ愛知企画に特定したことには、契約目的との関係で合理的理由がある。

(4) 「事実上の業者内定と手続きの不透明性」について

令和7年3月28日付起案「大阪・関西万博自治体参加催事「LOCAL JAPAN展」で映写する狭山茶プロモーション動画の制作について」（請求人添付資料1）については、前述のとおり、事務の方向性について組織内の了解を得るための基本決裁であり、この時点では、実行委員会の意図やコンセプトを最も熟知している事業者として想定していることを明示したに過ぎず、これをもって「事実上の指名・内定」とすることは相当ではない。また、令和7年4月1日付起案「狭山茶プロモーション動画制作業務委託について」（請求人添付資料2）においては、

地方自治法第 234 条第 2 項、地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号および狭山市契約規則第 22 条第 2 項第 4 号の規定に基づく一者随意契約として、その根拠法令を明記した上で見積もりの徴取も行っており、法令に則った適正な手続きが踏まれている。

以上のことから、本件における一連の手続きは法令に基づく適正なものであり、請求人の各指摘はいずれも事実関係の誤認または法的解釈の誤りに基づくものであって、理由がない。

## 第 7 本件措置請求に係る事実関係の概要

### 1 狭山茶プロモーション動画制作業務委託締結までの流れ

- (1) 令和 7 年 3 月 28 日付「事務を進めてよろしいか」を伺う起案を行い、同日、企画財政部長が決裁を行う。
- (2) 令和 7 年 4 月 1 日付「予算を流用し実施してよろしいか」を伺う起案を行い、同日、企画財政部長が決裁を行う。
- (3) 令和 7 年 4 月 1 日付公会計システムにおいて、2 款総務費、1 項総務管理費、6 目企画費中、大阪・関西万博参加事業費内において、7 節報償費、10 節需用費、13 節使用料及び賃借料より、12 節委託料へ予算流用の処理を行う。
- (4) 令和 7 年 4 月 1 日付「予定価格を決定してよろしいか」を伺う起案を行い、同日、副市長が決裁を行う。
- (5) 令和 7 年 4 月 2 日付委託予定業者である株式会社テレビ愛知企画へ見積依頼書の発送を電子メールにて行う。
- (6) 令和 7 年 4 月 3 日付株式会社テレビ愛知企画からの見積書を郵送にて收受する。
- (7) 令和 7 年 4 月 4 日付「契約を締結してよろしいか」を伺う起案を行い、同日、企画財政部次長が決裁を行い、株式会社テレビ愛知企画と契約締結を行う。

## 第 8 監査の結果

### 1 結論

本件措置請求書において、狭山市が契約締結した「狭山茶プロモーション動画制作委託」については、違法又は不当であるとまではいえないことから、請求に理由がないと判断し棄却する。

### 2 判断の理由

#### (1) 予算裏付け前に業者を決定した専決処分の問題について

請求人提出資料 1 令和 7 年 3 月 28 日付けの起案書は、狭山茶プロモーション動画の制作について事務を進めてよろしいか伺うものであり、業者を決定するものではない。

業者の決定は令和7年4月4日付けの契約に関する起案書において行っており、予算については令和7年4月1日付けで流用の決裁を受けている。

(2) 専決権限の逸脱について

狭山市事務決裁規定では、3財務事項、2支出、(12)委託料、ア業務委託伺、指名伺、入札条件の設定、契約伺及び履行期限延長の承認、(イ)その他の業務委託に該当し、決裁区分は「1件100万円を超え500万円以下のもの」に該当し次長専決であるが、内容の重要性により専決権者の上司である部長専決としたことは不適切とは言えない。

(3) 一者随意契約の理由が成立していないについて

本業務委託の随意契約の理由として、地方自治法第234条第2項及び地方自治法施行令第167条の2第1項第2号を根拠とし、さらに候補者を一者とした理由として狭山市契約規則第22条第2項第4号に規定する「契約の内容の特殊性により、契約の相手方が特定される時」としている。

今回の大阪・関西万博において放映するために、狭山市で新たに狭山茶のPR動画を制作しようとした場合、5市の動画をつなげて一つの動画とすることや、出展ブースのデザイン、施工及び運営に関わることで出展のコンセプトを熟知していること、短期間での制作が可能であること、以後の利用に際しても支障のない高品質な動画の制作が可能であることを踏まえた場合、一者随意契約の理由は成立していると思料される。

(4) 委託金額の事前把握と事実上の内定の疑いについて

令和7年4月1日に行った予算の流用にかかる起案書については、事前に積算した設計額での金額であり、見積徴取は当起案後に行われている。(1)のとおり、請求人提出資料1令和7年3月28日付けの起案書は、狭山茶プロモーション動画の制作について事務を進めてよろしいか伺うものであり、業者を決定するものではない。

(5) 予算流用の妥当性について

歳出予算流用申請書により、今回のPR動画制作委託料は令和7年度当初予算計上時には予見できなかった歳出であり、流用元となる予算については、市単独予算での支出を想定していた費用について、実行委員会での支出となるものや、無償で借用できることとなったことで不要となったものであることから、補正では間に合わないことを踏まえ、流用の妥当性はあるものと判断できる。

(6) 積算根拠の不透明性について

本事業の積算にあたっては、出展のコンセプトを熟知している事業者から事前に参考資料を徴取するとともに、同じ事業者で動画を制作した鈴鹿市から、仕様や費用の概要を確認し、これらを参考として設計していることから、積算の根拠は明確であると思料される。

以上により、本件措置請求には理由がないので、「1 結論」のとおり判断する。